

( 写 )  
26 西 監 第 201 号  
平成 27 年 3 月 31 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿  
西 東 京 市 議 会 議 長 稻 垣 裕 二 殿  
社 会 福 祉 法 人 西 東 京 市 社 会 福 祉 協 議 会  
会 長 村 田 利 夫 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男  
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇  
西 東 京 市 監 査 委 員 小 幡 勝 己

平成 26 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

# 財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査対象団体及び部課

### 1 補助金交付団体

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

### 2 補助金交付事務所管部課

福祉部生活福祉課

## 第3 監査の範囲

社協へ交付した平成25年度の補助金に係る出納その他の事務

## 第4 監査の期間

平成26年9月3日から平成27年3月27日まで

## 第5 監査の方法

社協については、補助金が補助目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか。また、福祉部生活福祉課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との審査照合並びに関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第6 監査の着眼点

### 1 社協

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。  
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

### 2 福祉部生活福祉課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第7 社協の概要

### 1 目的

西東京市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### 2 設立

平成13年4月2日

### 3 事業内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 在宅福祉サービスの推進
- (8) 高齢者のための資産活用・管理・保全事業
- (9) 地域活動支援センターの経営
- (10) 一般相談支援事業の経営
- (11) 特定相談支援事業の経営
- (12) 障害児相談支援事業の経営
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 福祉サービス利用援助事業
- (15) ボランティア・市民活動推進事業
- (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### 4 組織（平成26年3月31日現在）

- (1) 会 員 4,476 件（団体会員等含む。）
- (2) 役 員 理事 15 人（会長1人、副会長2人、ボランティア・市民活動推進事業担当理事1人、常務理事1人を含む。）、監事2人
- (3) 評議員 40 人
- (4) 事務局 事務局長1人（常務理事を兼務）、正規職員38人（事務局長を除く。）、嘱託職員24人、臨時職員78人

### 5 収支の状況

社協の平成25年度収入決算額は747,209,844円、支出決算額は672,068,891円である。

## 第8 市との関係

市は、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

なお、平成25年度における社協に対する運営費等補助金の交付決定額は176,372,000円、確定額は170,694,000円で、5,678,000円が返還されている。

## 第9 監査の結果

この監査において、市が社協に対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 社協

ア 補助金の額について、交付要綱では、補助金交付対象事業に応じ、補助対象経費の実支出額と補助基準額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とし、交付要綱別表では、具体的な補助対象経費や補助基準額を定めているが、補助対象経費の取扱いや補助基準額等の算定に誤りのあるものが見受けられた。

補助金の額の算定について、適正な事務を行われたい。

イ 消耗品については、当該年度の事業を遂行する上で必要な物品であり、当該年度に使用するため購入すべきものであるが、パソコン機器等を含む多くの消耗品が年度末に購入されていた。

また、郵券の管理について、受払簿に記載された残数と現物の残数が合わないものがあった。

消耗品及び郵券については、使用量や残高の把握に努め、計画的かつ適切な予算執行、管理を行われたい。

#### (2) 福祉部生活福祉課

補助金の額について、交付要綱では、補助金交付対象事業に応じ、補助対象経費の実支出額と補助基準額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とし、交付要綱別表では、具体的な補助対象経費や補助基準額を定めているが、補助対象経費の取扱いや補助基準額等の算定に誤りのあるものが見受けられた。

関係書類等の審査、確認体制をより強化し、要綱にのっとり、適切な指導・監督を行うべきである。

### 2 意見要望事項

#### (1) 社協

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり不適正な点が見受けられた。今後はこれらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

社協が健全に法人運営を行っていくためには安定的な財政基盤の確立が重要である。そのため、過度に補助金等の公費に頼るのではなく、正会員、賛助会員の加入勧奨を強化し、会費、寄付金、事業収入といった自主財源の確保に努めるほか、地域福祉事業積立金などの内部留保財源については、その規模を一定の範囲内にとどめ、有効活用を図ることも必要である。

地域福祉を取り巻く環境は、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の制定などにより、大きく変貌している。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するためには、中核的団体である社協の役割がますます増大し、期待も高まっている。

今後は、これまで培ってきた地域福祉活動のノウハウを生かし、市と連携し、

住民福祉の更なる充実に努められたい。

(2) 福祉部生活福祉課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後はこれらの事項に留意し、適正に事務処理を行われたい。

補助金交付団体を適正に指導するためには、補助金交付対象事業に係る事業収入や人件費についての考え方を明確にするとともに、補助金交付申請書や実績報告書などの様式類を、補助金交付団体にとって分かりやすいものとなるよう、適切に整備しなければならない。

今後は、毎年度交付要綱の改正時に所要の見直しを図り、事務処理の適正化に努めるべきである。

また、地域福祉推進の観点から、市で策定した地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画とが車の両輪として機能することが重要である。引き続き社協との連携を密にしながら、変貌しつつある地域福祉課題に適切に対応できるよう取り組まれたい。